



令和6年1月1日 浜松市 住所の区名が変わります

成年後見人、保佐人、補助人、成年被後見人、被保佐人、被補助人の方で現在の住所地が浜松市の方が対象です。天竜区にお住まいの方は区が変わりません。

浜松市在住の方は住所の登記の変更を行ってください。

手続き方法

東京法務局のホームページ
↓
住所の変更の登記申請について
↓
登記申請書をプリントアウト
↓
必要事項を記入の上、東京法務局へ申請

※この手続きに限り添付書類は不要です。